

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年3月13日

一般財団法人日本バウンドテニス協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。参考URL <http://boundtennis.or.jp/org/index.html>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】 現在、中長期基本計画という名称で基本計画を策定していないものの、毎年の評議員会に付議している年度事業計画のなかで、中長期的な視野に基づいた普及事業計画、国民スポーツ大会への取組計画及び各種全国大会の開催計画を確認している。 また、同計画書のなかでは、中長期的な普及推進を目指して、各都道府県協会の数値目標設定及びジュニア世代を含めた普及奨励策の実施を計画している。 このように、現状でも中長期的な計画立案に基づく協会運営ができていると認識しているが、より多分野にまたがる中長期基本計画の策定を、他競技団体を参考にして検討し、2023年3月を目途に策定していきたい。</p> <p>【審査基準 (2) について】 上述のとおり計画を策定次第、当協会ホームページにて公開する予定である。</p> <p>【審査基準 (3) について】 策定段階において、理事会、評議員会、指導者研修会の場を活用し、役職員や構成員から幅広く意見を募る予定である。</p>	2020年度第1回評議員会資料
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】 現在、人材の採用および育成に関する計画は策定していないものの、公認資格認定試験事業や指導者研究事業を通じた普及事業に携わる人材育成に取り組んでいる。 中長期基本計画の策定と同様、2023年3月を目途に策定していきたい。</p> <p>【審査基準 (2) について】 これらの人材育成の事業計画は、毎年の評議員会で確認がなされているが、上述のとおり計画を策定次第、当協会ホームページにて公開する予定である。</p> <p>【審査基準 (3) について】 策定段階において、理事会、評議員会、指導者研修会の場を活用し、役職員や構成員から幅広く意見を募る予定である。</p>	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】 現在、財務の健全性確保に関する計画は策定していないものの、毎年の評議員会に収支決算および収支予算について付議している。また、顧問税理士によるチェックも毎月おこなっているため、財務の健全性は確保されていると認識しているが、中長期基本計画の策定と同様、2023年3月を目途に策定していきたい。</p> <p>【審査基準 (2) について】 上述のとおり計画を策定次第、当協会ホームページにて公開する予定である。</p> <p>【審査基準 (3) について】 策定段階において、理事会、評議員会、指導者研修会の場を活用し、役職員や構成員から幅広く意見を募る予定である。</p>	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>【審査基準 (1) について】 現在、理事19名のうち、外部理事は5名、女性理事は2名である。外部理事の目標割合は遵守できている。</p> <p>【審査基準 (2) について】 女性理事は10.5%と目標割合に到達していない。各ブロック連絡協議会の会長にブロック代表として理事を依頼しているが、役員に女性が少ないため、複数の女性理事を選出するのは難しいと考えている。2023年度の役員改選時にまずは25%以上を達成し、最終的に外部理事を中心に8名以上の女性理事候補の人選を進めていく。</p>	<p>2019-2020年度 役員名簿</p> <p>2019-2020年度 倫理委員会名簿</p> <p>2019-2020年度 指導委員会名簿</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	<p>【審査基準 (1) について】 現在、評議員は各都道府県協会の理事または事務局長で構成されており、外部評議員はいない。評議員会の決議を経て、学識経験者の中から10名以内の評議員を選任することができるため、2025年6月を目途に10%の目標割合を設定し、5, 6名の外部評議員を人選していく。</p> <p>【審査基準 (2) について】 女性評議員は4名であり、8.5%となっている。2025年6月を目途に目標割合を15%と設定し、各都道府県協会に女性評議員の推薦を依頼していく。</p>	2017-2020年度 評議員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<p>【審査基準 (1) について】 現在、指導者研修会において各地域の選手の要望などを聴く機会を設けているが、アスリート委員会は設置していない。中長期基本計画策定とともに2023年度までに発足できるよう規程を策定していく。</p> <p>【審査基準 (2) について】 各ブロックを代表する活躍をしている男女選手および全日本選手権大会上位入賞者を中心に、男女年齢別種目などのバランスを考慮して人選を進める。</p> <p>【審査基準 (3) について】 アスリート委員会を年1回以上開催し、担当理事も出席する。また、理事会にオブザーバーとしてアスリート委員会代表が出席し、その意見を組織運営に反映させる予定である。</p>	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<p>【審査基準 (1) について】 現在、理事会は、理事19名、監事2名で適正な規模であり、実効性は確保されていると思われる。</p>	2019-2020年度 役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 現在、理事の就任時の年齢に制限を設けていない。今後、2023年3月を目途に適正な年齢を検討し、理事会および評議員会にて決議するとともに、定款の変更が必要だが、役員選任に関する規定に盛り込む。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 2023年度の役員改選時まで、原則として10年を超えて在任することがないように定款を改定し、再任回数の上限を設けていく。 また、理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、将来のNF運営の担い手となり得る人材を計画的に育成していく。	
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、現会長および現理事数名は、1期又は2期継続して代表理事および業務執行理事を務めることが不可欠である。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 独立した諮問委員会として2023年3月を目途に発足できるよう、役員候補者選考委員会規程を策定し、人選をすすめる。	
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 倫理規程および処分規程を整備している。	倫理規程 処分規程
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 定款および加盟団体規程、事務局規程、指導委員会規程など整備している。	定款 加盟団体規程 事務局規程 指導委員会規程
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 各種整備している。今後個人情報保護規定など、2023年3月を目途に整備していく。	事務局規程 指導委員会規程 大会開催規程 公認資格認定試験開催規程 公認指導員資格認定審査規程 公認審判員資格認定審査規程 公認コーチ細則
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員等の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 報酬などについては、諸謝金に関する規定(内規)を整備している。	諸謝金規定(内規)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 財産管理に関する規程は整備していない。今後検討する。	
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 財政的基盤を整えるための規程は、特に整備していない。	
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)(2)(3)について】 当協会では、代表選手選考を行っていないため、本審査項目は適用されない。 また、出場選手の参加資格については大会要項に明記している。	
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 現在、全日本バウンドテニス選手権大会において、公認審判員資格認定審査規程を基に、公平かつ公正に選考しているが、審判員選考に関する規定を2021年度中に明記する予定である。	
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	【審査基準(1)について】 事業協賛をいただいている協賛企業の専門家に、法務関係について日常的に問い合わせできる体制にあり、必要があれば弁護士への相談もできるルートを確認している。 【審査基準(2)について】 理事及び監事に調査の必要性の有無を判断できる程度の法的知識を有している者がいる。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>【審査基準 (1) について】                      現在、コンプライアンス委員会の設置はしていないが、倫理委員会が「事業執行の公正化、人道的問題への姿勢に対する社会の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、本協会に対する社会的な信用を確保する」ことを目的として設置されている。                      2023年3月を目途に倫理規程等を再検討し、機能をより十分に発揮できるようにする。</p> <p>【審査基準 (2) について】                      2023年3月を目途に倫理規程等を再検討し、機能をより十分に発揮できるようにする。</p> <p>【審査基準 (3) について】                      少なくとも女性1名以上を構成員に配置するよう努める。</p>	倫理規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>【審査基準 (1) について】                      倫理委員会の構成員に学識経験者を配置しているが、弁護士はいない。今後、弁護士を配置することを検討する。</p>	2019-2020年度 倫理委員会名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>NF職員向けのコンプライアンス教育は、協賛企業の実施する研修を受けている。その他役員の約半数も同様に機会を設け研修している。</p>	



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>協会主催「指導者研修会」のテーマの一環として、コンプライアンス教育を盛り込んでおり、今後はさらに明確に教育研修を行っていく。また、全日本選手権大会に出場する選手についても、教育機会を設けることを検討する。</p>	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>協会主催「指導者研修会」のテーマの一環として、コンプライアンス教育を盛り込んでおり、今後はさらに明確に教育研修を行っていく。また、全日本選手権大会に参加する審判員についても、事前資料やミーティングの場に盛り込んでいるが、さらに明確な教育機会を設けることを検討する。</p>	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>月例事務局ミーティングに株式会社ヤクルト本社役員である理事、監事が同席し、専門家のサポートが必要となると想定される内容については、都度確認している。</p> <p>【審査基準 (2) について】</p> <p>法律に関しては、当協会の事務局がある株式会社ヤクルト本社内に法務室があり、日常的にサポートを受けることが可能である。財務、会計に関しては、当協会の顧問税理士がおり、日常的にサポートを受けることができる体制を構築している。</p>	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵守 すること	<p>【審査基準(1)について】 経費使用及び財産管理に関する規定は特に整備していないが、定款に基本財産については明記している。また、月次収支、半期決算など、顧問税理士に都度会計原則を遵守しているか確認し、半期決算については、監事にも確認を取っている。</p> <p>【審査基準(2)について】 一般財団法人法に基づき、適性のある監事を任命していると認識している。</p> <p>【審査基準(3)について】 監査報告書を適正に作成している。</p>	監事名簿
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求めら れる法令、ガイドライン等を遵 守すること	<p>【審査基準(1)について】 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。</p>	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 評議員会・理事会等で毎年、収支決算、財務情報を報告し、法令に基づく開示を行っている。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 主催大会において選手選考は特に行っていない。また、出場選手の参加資格については大会要項に明記している。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 法令に基づく開示以外の情報も当協会ホームページに開示している。 ガバナンスコードの遵守状況に関する情報開示は、2021年2月暫定公表し、3月末に機関決定を受けて正式公表する予定である。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>【審査基準(1)について】 理事については、定款に利益相反ポリシーに基づいた条項を明文化し、理事会での報告と承認を得るようし適切に管理している。</p> <p>【審査基準(2)について】 同上</p>	定款
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<p>【審査基準(1)について】 現在、明確な規程は設けていない。 今後、役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理できる規程を2023年3月を目途に策定する。</p>	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>【審査基準(1)について】                      通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知はしていない。2021年度中にホームページ上に掲載する予定である。</p> <p>【審査基準(2)について】                      現在、窓口担当者に守秘義務を課している。</p> <p>【審査基準(3)について】                      情報の取り扱いについて一定の規定を設ける。</p> <p>【審査基準(4)について】                      通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。</p> <p>【審査基準(5)について】                      2021年度中に事務局会議や理事会の場で「正当な行為として評価されるものある」という意識付けを再度行う。</p>	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>当協会では、事務局内に通報窓口を設け、倫理委員会に報告し、倫理規程第8条によりJSCあるいは臨時に設置する第三者による調査委員会に委任することになっている。</p> <p>運用体制に関する具体的な整備は今後適正な人材を選任し配置する予定である。</p>	倫理規定

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>【審査基準 (1) について】 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を処分規程に定めている。</p> <p>【審査基準 (2) について】 その処分規程を当協会ホームページに記載して周知をしている。</p> <p>【審査基準 (3) について】 処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを処分規程に定めている。</p> <p>【審査基準 (4) について】 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。</p>	処分規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>【審査基準 (1) について】 処分規程に適正な処分のための措置を定めている。</p>	処分規程
	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ	<p>【審査基準 (1) について】 禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を処分規程に定め、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう、自動応諾条項を定めている。</p>	処分規程



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	<p>正な解決に取り組むべきである。</p>	<p>仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること</p>	<p>【審査基準(2)について】 処分規程において、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。</p> <p>【審査基準(3)について】 申立期間について合理的ではない制限は設けていない。</p>	
38	<p>[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。</p>	<p>(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること</p>	<p>【審査基準(1)について】 倫理規程および処分規程に、スポーツ仲裁の利用が可能であることを定めている。 また、当協会ホームページにて公表し、周知している。</p>	<p>倫理規程 ま 処分規程</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準 (1) について】 現在、危機管理については、倫理委員会が担当することになっている。</p> <p>【審査基準 (2) について】 現在、危機管理マニュアルは策定していない。2023年3月を目途に検討し、危機管理規程などを策定する予定である。</p> <p>【審査基準 (3) について】 危機管理マニュアルは策定していないものの、処分規程に不祥事対応の一連の流れを含んでいる。</p> <p>【審査基準 (4) について】 危機管理マニュアルは策定していないものの、倫理規程および処分規程に外部長委員会の設置について一連の流れを含んでいる。</p>	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 過去4年間において、当協会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 過去4年間において、当協会内に危機管理および不祥事対応を要する案件は発生していないため、外部調査委員会は設置しておらず、この項目は該当しない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>【審査基準 (1) について】 定款及び加盟団体登録規程、倫理規程、処分規程を整備し、権限関係を明確にしている。</p> <p>【審査基準 (2) について】 各都道府県協会の組織運営、業務執行について、助言及び支援を行うべく年度事業計画にて方針を定めている。</p> <p>【審査基準 (3) について】 各都道府県協会の組織運営、業務執行について、ブロック代表理事を通してあるいは直接助言及び支援を行っている。</p>	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>【審査基準 (1) について】 都道府県協会に対しては、理事会・評議員会の議事録の開示、文書による通知、ホームページ広報等で、方針の伝達や情報提供を行っている。</p> <p>また、ブロックおよび都道府県協会主催の指導者講習会に講師を派遣するなど支援を行い、役員によるブロック大会開催時の役員派遣時には、地方組織の運営者にガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関わる助言も行っている。</p>	